

2008年10月23日

## 代引きサービスに関する論点について

委員 芝崎健一

代引きサービスを規制の対象にすべきや否やに関して、議論を進めてきました。私は、以下の三つの理由によって、代引きを規制の対象とすることが世のため・消費者のためにならないとお考えをお持ちになった委員が、大勢を占めているものと確信しています。

しかしながら、これまでの議論に出てこなかった問題があるやもしれません。そこで、具体的なご懸念があるならばご指摘頂いて、当 WG の結論が真に世のため・消費者のためになるように議論を進めて頂きたいと願っています。

1) 代引きは消費者の依頼による送金ではなく、事業者の依頼による集金代行であって、事業者のみならず生活者の利便につながる販売支援サービスである。

2) 代引きに新たな規制をかけることは消費者にとってのメリットが具体的には何も無く、不利益をもたらすのみであり、世のため・消費者のためにならないこと。

① 代引きは消費者にとって便利なサービスであり、しかも代引き業者に起因するトラブルは無い。

② 仮に想定されうる本人確認などの規制を導入すれば、消費者の利便性が大きく損なわれる。

③ 仮に想定されうる供託金制度などの規制を導入すれば、コストが上昇して、究極的にはサービス価格に転嫁され、消費者の負担が増える。

3) 既に国土交通省の監督下にある代引き業者を、新たな規制を加えることによって社会的コストを増加させることは、世のため・消費者のためにはならないこと。

以上